

公 示 日：2024年2月28日（水）

調達管理番号：23a00888

国 名：タンザニア

担 当 部 署：経済開発部農業農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名：タンザニア国灌漑能力開発アドバイザー業務（設計・施工）

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1） 担当業務：設計・施工
- （2） 格 付：3号
- （3） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （1） 全体期間：2024年4月下旬から2024年9月下旬
- （2） 業務人月：4.6
- （3） 業務日数：
 - 第1次 準備業務 5日、現地業務 30日、整理業務 5日
 - 第2次 準備業務 5日、現地業務 78日、整理業務 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1） 簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2） 見 積 書 提 出 部 数：1部
- （3） 提 出 期 限：2024年3月13日（水）（12時まで）
- （4） 提 出 方 法：電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年3月25日（月）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

（2）業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

（計100点）

類似業務経験の分野	灌漑施設設計・施工に係る各種業務および技術研修の実施
対象国及び類似地域	タンザニア国及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した場合、黄熱予防接種証明書が要求されます。

6. 業務の背景

タンザニアにおける農業セクター（第1次産業）はGDPの約26.5%、雇用の約65%を占めており（World Bank 2019）、強靱性のある農業発展がタンザニア政府の重要な任務の1つとなっている。タンザニア政府が2021年6月に策定した第三次国家5か年開発計画（FYDP III）においても、農業セクターをタンザニアの産業化、国民の生計向上の核と位置付け、タンザニア政府はコメを含む16の優先作物を指定するとともに、灌漑システム改善による効率的な水・土地利用の推進、農業生産性の向上、ICT活用等を図っている。2022年4月には政府の新たな農業改革計画であるAgenda10/30が宣言され、2030年までに農業セクターのGDP成長率を10%に引き上げる目標も設定された。

また、灌漑セクターに関しては、農業セクター開発プログラムII（Agricultural Sector Development Programme Phase II：ASDP II）の中でも、灌漑開発は農業のレジリエンス向上と商業化のために開発すべき主要分野の1つとして強調されている。さらに、国家稲作振興戦略（National Rice Development Strategy：NRDS）により、タンザニアのコメ生産性を向上させる灌漑設備の拡大が示されている。

灌漑セクターにおけるJICAの協力は、タンザニア政府が掲げる農業生産性の向上、食料安全保障、特に村落部の生活安定に資するため2007年から2010年にかけて包括的灌漑事業ガイドライン（Comprehensive Guidelines：CGL）策定を支援し、その後、技術協力プロジェクト「灌漑事業推進のための能力強化プロジェクト（TANCAID1）」（2010～2014）においてCGLを利用し、質の高い灌漑事業の実施とその適切な運営・維持管理を実現させ、その有効性を示してきた。更に2015年に設立された国家灌漑庁（National Irrigation Committee：NIRC）を相手機関として、TANCAID2（2015～2020）が実施され、関係者の能力強化を通して、CGLに沿った灌漑開発計画の改善及び推進体制の強化に取り組んだ。円借款「小規模灌漑開発事業（SSIDP）」も、こうしたNIRCの取り組みに貢献している。

また、JICAは2002年、2018年の2回、全国灌漑マスタープラン（NIMP1&2）の策定に協力している。NIMP1は2017年を目標年次として40.7万haの灌漑開発を目指し、結果として46万haの開発を達成している。現在は2035年を目標年次とするNIMP2に移行しており、NIMP1では想定していなかった気候変動による水資源確保の難しさなども念頭に置きつつ、灌漑地区を100万haまで延ばすこととして

いる。気候変動への適応はタンザニア政府でも重く捉えられており、ドナー資金に加えてタンザニア政府自身も灌漑セクターへの予算配分を意識した結果、タンザニアの2020/2021年度には69万haまで灌漑開発が進んでおり、NIMP2も順調に進んでいると言える。他方で、タンザニア全土の農業適地が2,560万haあること、近年、NIRCでは、灌漑職員の新規採用が進められていることから、引き続き灌漑開発の支援とNIRCの人材育成が求められている。

本短期専門家の派遣目的は、NIRC本部（NIRC-HQ）、州灌漑事務所（RIO）及び県灌漑事務所（DIO）の灌漑職員（新規採用職員を念頭）を対象に、「設計・施工」分野におけるセミナー、ワークショップまたはOJT等の実施を通じ、特にCGL及び現場ハンドブック（Site Handbook）の理解醸成及び適正な利活用を促すこと、また、両資料の活用を通じ、必要に応じてCGL及びSite Handbookの改善・改定を行うことである。

7. 業務の内容

（1） 第1次準備業務（2024年4月下旬）

- ① タンザニア灌漑事業に提示する参考資料（「10. 特記事項（2）参考資料」に記載）の内容を把握する。特にCGL及びSite Handbookについては、中身を良く理解する。
- ② 上記を踏まえて、現地で実施予定のNIRC本部、州灌漑事務所及び県灌漑事務所職員を対象とした、上記ガイドライン等（CGL、Site Handbook）の理解醸成のためのセミナー等の開催準備を行う。
- ③ 上記準備を踏まえ、別途派遣されている灌漑開発アドバイザーと相談のうえ現地業務の事前準備を行うとともに、JICA 経済開発部担当職員と打合せを行い、活動方針を含むワークプラン（案）を作成する。

（2） 第1次現地業務（2024年4月下旬-5月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA タンザニア事務所、灌漑開発アドバイザー及びC/P機関にワークプランを提出・説明の上、現地派遣期間中（全体）の業務工程及び業務方針について詳細を打合わせる。また、現地関係者を通じ、タンザニアの灌漑開発の現状把握に努める。
- ② NIRC本部職員（27人）のうち新規採用職員（15人）を対象にCGL及びSite Handbook の内容及び活用のポイントなどの理解醸成のためのセミナー又はワークショップ等を実施する。
- ③ NIRC本部と調整の上、新規灌漑地区の整備を計画中の地区を1地区選定し、同地区の所在する州灌漑職員および県灌漑職員（新規採用職員を念頭に5人程度）を対象にCGLに沿ったOJTを、特に以下の諸点に留意し実施する。

- ア) CGL (特に設計・施工 (Vol. 2)) の内容及び活用方法の理解醸成
 - イ) 基本計画調査 (FS) 実施の際の留意点とチェックポイント
 - ウ) FS 終了後の農家参加による O&M 計画策定の検討
 - エ) 詳細設計業務実施の際の留意点とチェックポイント
 - ④ CGL の活用における改善点について C/P とともに検討する。
 - ⑤ 次回現地業務の準備を行う。
- (3) 第1次整理業務 (2024年5月下旬)
- 現地業務結果および次回派遣時のワークプランを取りまとめ、JICA 経済開発部へ報告する。
- (4) 第2次準備業務 (2024年7月上旬)
- 灌漑開発アドバイザーと相談のうえ現地業務の事前準備を行うとともに、JICA 経済開発部担当職員と打合せを行い、活動方針を含むワークプラン(案)を作成する。
- (5) 第2次現地業務 (2024年7月上旬-9月下旬)
- ① 現地業務開始時に、JICA タンザニア事務所、灌漑開発アドバイザー及び C/P 機関にワークプランを提出・説明の上、現地派遣期間中 (第2次) の業務工程及び業務方針について詳細を打合せる。
 - ② NIRC 本部と調整の上、施工中の地区を4地区選定し、同地区の所在する州灌漑及び県灌漑職員を対象 (新規採用職員を念頭に各地区5人程度) に CGL 及び Site Handbook に沿った OJT を、特に以下の諸点を含む施工管理に留意し実施する。
 - ア) CGL (特に設計・施工 (Vol. 2)) 及び Site Handbook の内容及び活用方法の理解醸成
 - イ) 請負業者との工事着手前打合せ
 - ウ) 品質管理
 - エ) 工事進捗管理
 - オ) 安全管理
 - カ) 原価管理
 - キ) 竣工図面の作成
 - ③ CGL 及び Site Handbook の活用を通し、両資料の改善点を C/P とともに検討し可能な範囲で改定する。

- ④ 現地業務結果報告書を作成し、C/P 機関及び JICA タンザニア事務所に報告・提出する。

※実施地区数は状況に応じて変更になる可能性があります。

- (6) 第2次整理業務(2024年9月下旬)

活動結果を取りまとめた専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 経済開発部に報告・提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) ワークプラン

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文電子データ(JICA 経済開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)

- (2) 現地業務結果報告書(英文・和文)

現地派遣期間中に実施した業務内容を関係者に報告するために提出する。担当業務における残された課題と今後必要な取り組みを盛り込む。

体裁は簡易製本(JICA タンザニア事務所、C/P 機関へそれぞれ1部を配布)とし、電子データも併せて提出する。第2次現地業務結果報告書(和文)は(3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

- (3) 専門家業務完了報告書(和文)

全業務期間中の業務報告書(和文)1部を JICA 経済開発部及びタンザニア事務所に提出し、報告する。C/P と協働して作成・修正した教材については、業務完了報告書の参考資料として添付して提出する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月)」の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案して下さい。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

灌漑開発アドバイザー（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：業務従事者が必要に応じてアレンジ

カ) 執務スペースの提供：C/P 事務所内における執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第 2 グループ第 4 チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・包括的灌漑事業ガイドライン（Comprehensive Guidelines：CGL）

・現場ハンドブック（Site Handbook）

・全国灌漑マスタープラン（The Study on The National Irrigation Master Plan in The United Republic of Tanzania）

・県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2 短期専門家（参加型設計・施工）業務完了報告書（2016、2017 年度）

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ タンザニア連合共和国 県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画 詳細計画策定調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009080.html>

- ・ タンザニア連合共和国 県農業開発計画 (DADP) 灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画運営指導(中間レビュー)調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000004235.html>

- ・ タンザニア連合共和国 県農業開発計画 (DADP) 灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画終了時評価報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256168.html>

- ・ タンザニア国 全国灌漑マスタープラン改訂プロジェクト ファイナルレポート (2018.7)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036744.html>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 配付依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICA と協議の上決定します。

以上